

別表（第3条、第10条関係）

| 種別 | 種目 | 対象者 | 性能 | 基準額 |
|------------|--------|--|---|----------|
| 介護・訓練用支援用具 | 特殊寝台 | 下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者（児） | 腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として身体障害者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの | 154,000円 |
| | 特殊マット | 下肢又は体幹機能障害1級で常時介護を必要とする身体障害者（身体障害児の場合は2級を含む。）、及び重度又は最重度の知的障害者（児）。ただし、原則として3歳以上の者 | 褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの | 19,600円 |
| | 特殊尿器 | 下肢又は体幹機能障害1級で常時介護を要する身体障害者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者 | 尿が自動的に吸引されるもので、身体障害者（児）又は介護者が容易に使用し得るもの | 67,000円 |
| | 入浴担架 | 下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者（児）で、入浴に当たり家族等他人の介助を要する者に限る。ただし、原則として3歳以上の者 | 身体障害者（児）を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの | 82,400円 |
| | 体位変換器 | 下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者（児）で、下着交換等に当たり家族等他人の介助を要する者。ただし、原則として学齢児以上の者 | 介助者が身体障害者（児）の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの | 15,000円 |
| | 移動用リフト | 下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障 | 介護者が身体障害者（児）を移動させる | 159,000円 |

| | | | |
|-----------|--|--|----------|
| | 害者（児）。ただし原則として3歳以上のもの | にあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。 | |
| 訓練いす | 下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害児で原則3歳以上の者 | 原則として付属のテーブルを付けるものとする。 | 33,100円 |
| 訓練用ベッド | 下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害児で原則学齢児以上の者 | 腕又は脚の訓練等できる器具を備えたもの | 159,200円 |
| 入浴補助用具 | 下肢又は体幹機能に障害を有する身体障害者（児）で入浴に介助を必要とする者。ただし、原則として3歳以上の者 | 入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、身体障害者（児）又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。 | 90,000円 |
| 便器 | 下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者 | 身体障害者（児）が容易に使用し得るもので手すりつきのもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。 | 9,850円 |
| T字状・棒状のつえ | 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害3級以上の身体障害者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者 | 身体障害者（児）が容易に使用し得るもの | 4,460円 |
| 移動・移 | 平衡機能又は下肢若 | おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 身体障害者（児） | 60,000円 |

自立生活支援用具

| | | | |
|-------|---|--|--------------------------|
| 乗支援用具 | しくは体幹機能に障害を有する身体障害者（児）で、家庭内の移動等において介助を必要とする者 | の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。 ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。 | (手すり 5,400 円) |
| 頭部保護帽 | 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、歩行や立位が不安定で頻繁に転倒する恐れのある身体障害者（児）。又は、重度又は最重度の知的障害者（児）若しくは精神障害者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者 | ヘルメット型で歩行が困難な者が転倒の際に頭部を保護できる機能を有するもの ア スポンジ及び革を主材料としているもの イ スポンジ、革及びプラスチックを主材料としているもの | ア 15,200 円 イ 36,750 円 |
| 特殊便器 | 上肢障害 2 級以上の身体障害者（児）及び重度又は最重度の知的障害者（児）で訓練を行っても自力での排便後の処理が困難な者。ただし、原則として学齢児以上の者 | 足踏ペダルで温水温風を出し得るもの及び知的障害者（児）を介護している者が容易に使用し得るもので温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。 | 151,200 円 |
| 火災警報器 | 障害等級 2 級以上の身体障害者（児）又は重度若しくは最重度の知的障害者（児）であってそれぞれ火災発生 | 室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの | 15,500 円 |
| 自動消火 | 炎発生 | 室内温度の異常上昇 | 28,700 円 |

| | | | | |
|-----------------|--|---|---------------------|---------|
| 器 | 難が著しく困難な者。ただし、火災発生の感知及び避難が著しく困難な者のみの世帯又はこれに準ずる世帯 | 又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの | | |
| 電磁調理器 | 視覚障害２級以上の視覚障害者で盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯又は重度若しくは最重度の知的障害者で知的障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯 | 視覚障害者又は知的障害者が容易に使用し得るもの | 41,000円 | |
| 歩行時間延長信号機用小型送信機 | 視覚障害２級以上の身体障害者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者 | 視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの | 7,000円 | |
| 聴覚障害者用屋内信号装置 | 聴覚障害２級以上の聴覚障害者（児）で聴覚障害者（児）のみの世帯及びこれに準ずる世帯 | 音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの | 87,400円 | |
| 在宅療養等支援用具 | 透析液加温器 | 腎臓機能障害３級以上の身体障害者（児）。ただし、原則として３歳以上の者 | 透析液を加温し、一定温度に保つもの | 51,500円 |
| | ネブライザー（吸入器） | 呼吸器機能障害３級以上又は同程度の身体障害者（児）であって、必要と認められる者 | 身体障害者（児）が容易に使用し得るもの | 36,000円 |
| | 電気式たん吸引器 | | | 56,400円 |
| | 酸素ボンベ運搬車 | 医療保険における在宅酸素療法を行う身体障害者（児） | | 17,000円 |
| | 盲人用体温計（音声式） | 視覚障害２級以上の視覚障害者（児）で盲人のみの世帯及び | 視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの | 9,000円 |

| | | | |
|-------------------|--|--|-----------|
| | これに準ずる世帯。 ただし、原則として 学齢児以上の者 | | |
| 盲人用体 重計 | 視覚障害２級以上の 視覚障害者（児）で 盲人のみの世帯及び これに準ずる世帯。 ただし、原則として 学齢児以上の者 | 視覚障害者（児）が 容易に使用し得るも の | 18,000 円 |
| 携帯用会 話補助装 置 | 肢体不自由又は音声 機能若しくは言語機 能障害であって、発 声・発語に著しい障 害を有する身体障害 者（児）。ただし、 原則として学齢児以 上の者 | 携帯式で、ことばを 音声又は文章に変換 する機能を有し、身 体障害者（児）が容 易に使用し得るもの | 98,800 円 |
| 情報・通 信支援用 具 | 上肢機能障害２級又 は視覚障害２級以上 の身体障害者（児） | 障害者向けのパーソ ナルコンピューター 周辺機器や、アプリ ケーションソフト 上肢機能障害者 （児） インテリキー、ジ ョイスティック等 視覚障害者（児） 画面拡大ソフト、画 面音声化ソフト等 | 100,000 円 |
| 点字ディ スプレイ | 視覚障害及び聴覚障 害の重度重複障害を 有する（原則として 視覚障害２級かつ聴 覚障害２級以上）身 体障害者であって、 必要と認められる者 | 文字等のコンピュー タの画面情報を点字 等により示すことの できるもの。文字等 のコンピュータの画 面情報を点字等によ り示すことのできる もの | 383,500 円 |
| | 視覚障害２級以上の | 視覚障害者（児）が 容易に使用し得るも ので次のとおりとす る。 (1) 標準型 | (1) 標準型 |

| | | | |
|------------------|--|---|-----------|
| 点字器 | 視覚障害者（児）。 原則として学齢児以上の者 | ア 両面書真鍮板製 | ア 10,400円 |
| | | イ 両面書プラスチック製 | イ 6,600円 |
| | | (2) 携帯用 | (2) 携帯用 |
| | | ア 片面書アルミニウム製 | ア 7,200円 |
| 点字タイプライター | 視覚障害2級以上の視覚障害者（児）で就労若しくは就学している者又は就労が見込まれる者 | イ 片面書プラスチック製 | イ 1,650円 |
| | | 視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの | 63,100円 |
| 視覚障害者用ポータブルレコーダー | 視覚障害者2級以上の視覚障害者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者 | 音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書が再生可能な製品であって、視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの | 85,000円 |
| 視覚障害者用活字文書読上げ装置 | 視覚障害2級以上。ただし、原則として学齢児以上の者 | 文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの | 99,800円 |
| 視覚障害者用拡大読書器 | 視覚に障害を有する視覚障害者（児）であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者。ただし、原則として学齢児以上の者 | 画像入力装置を読み取りたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの | 198,000円 |

情報・意思疎通支援用具

| | | | |
|--------------|---|--|------------------------------|
| 盲人用時計 | 視覚障害２級以上の視覚障害者（児）。なお、音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。ただし、原則として学齢児以上の者 | 視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの | 触読式 10,300 円 音声式 13,300 円 |
| 聴覚障害者用通信装置 | 聴覚障害又は発声・発語に著しい障害を有するために、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる聴覚障害者（児）等とする。ただし、原則として学齢児以上の者 | 一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、聴覚障害者（児）等が容易に使用できるもの | 71,000 円 |
| 聴覚障害者用情報受信装置 | 聴覚障害者（児）であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者 | 字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者（児）用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者（児）向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者（児）が容易に使用し得るもの | 88,900 円 |
| 人工喉頭 | 喉頭摘出者 | 笛式 呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの 電動式 | 笛式 8,100 円 |

| | | | |
|----------------------|--|--|---|
| | | 顎下部等にあてた電動板を振動させ経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの | 電動式 70,100 円 |
| 福祉電話 (貸与) | 聴覚又は音声機能若しくは言語機能に障害を有する聴覚障害者等又は外出困難な身体障害者（原則として2級以上）であってコミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者又はファックス被貸与者。ただし、聴覚障害者等又は身体障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯 | 聴覚障害者等又は身体障害者が容易に使用し得るもの | 新規設置 83,300 円 回線切換のみ 2,000 円 |
| ファックス (貸与) | 聴覚又は音声機能若しくは言語機能障害3級以上の聴覚障害者等であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者。ただし、電話（福祉電話を含む。）によるコミュニケーション等が困難な聴覚障害者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯 | 聴覚障害者等が容易に使用し得るもの | 7,700 円 |
| 視覚障害者用ワードプロセッサ（共同利用） | 視覚障害者（児）で就労若しくは就学している者又は就労が見込まれる者 | 編集、校正機能を持ち、日本点字表記法に基づき、入力した文章を自動的に点字変換が可能で点字プリンターとの連動により点字文書の作成及び音声化ができるもの | 1,030,000 円 |

